

大海総合センター使用料に係る一覧表

令和9年4月1日以降						令和9年3月31日まで					
(1) 大海総合センター使用料						(1) 大海総合センター使用料					
種別	金額					種別	金額				
	午前8時30分 から正午 まで	午後1時か ら午後5時 まで	午後6時か ら午後10時 まで	午前8時30分 から午後10時 まで	冷暖房使 用料(1時 間につき)		午前8時30分 から正午 まで	午後1時か ら午後5時 まで	午後6時か ら午後10時 まで	午前8時30分 から午後10時 まで	冷暖房使 用料(1時 間につき)
ホール(控 室を含む。)	<u>10,360円</u>	<u>15,530円</u>	<u>15,530円</u>	<u>51,790円</u>	<u>1,940円</u>	ホール(控 室を含む。)	<u>8,630円</u>	<u>12,940円</u>	<u>12,940円</u>	<u>43,160円</u>	<u>1,619円</u>
会議室	<u>1,540円</u>	<u>2,320円</u>	<u>2,320円</u>	<u>7,760円</u>	<u>290円</u>	会議室	<u>1,280円</u>	<u>1,930円</u>	<u>1,930円</u>	<u>6,470円</u>	<u>242円</u>
小会議室	<u>760円</u>	<u>1,150円</u>	<u>1,150円</u>	<u>3,880円</u>	<u>150円</u>	小会議室	<u>630円</u>	<u>960円</u>	<u>960円</u>	<u>3,230円</u>	<u>121円</u>
調理実習室	<u>1,800円</u>	<u>2,710円</u>	<u>2,710円</u>	<u>9,060円</u>	<u>340円</u>	調理実習室	<u>1,500円</u>	<u>2,260円</u>	<u>2,260円</u>	<u>7,550円</u>	<u>283円</u>
和室	<u>1,540円</u>	<u>2,320円</u>	<u>2,320円</u>	<u>7,760円</u>	<u>290円</u>	和室	<u>1,280円</u>	<u>1,930円</u>	<u>1,930円</u>	<u>6,470円</u>	<u>242円</u>
備考						備考					
1 利用前の準備及び利用後の清掃等に要する時間は、利用時間を含むものとする。						1 利用前の準備及び利用後の清掃等に要する時間は、利用時間を含むものとする。					
2 利用者が営利、営業、宣伝等を目的としないで入場料又はこれに類する金銭(以下「入場料等」という。)を徴収する場合は、使用料にそれぞれの割合を乗じて得た額を加算する。						2 利用者が営利、営業、宣伝等を目的としないで入場料又はこれに類する金銭(以下「入場料等」という。)を徴収する場合は、使用料にそれぞれの割合を乗じて得た額を加算する。					
ア 入場料等が1,000円未満の場合 3割						ア 入場料等が1,000円未満の場合 3割					
イ 入場料等が1,000円以上2,000円未満の場合 5割						イ 入場料等が1,000円以上2,000円未満の場合 5割					
ウ 入場料等が2,000円以上3,000円未満の場合 8割						ウ 入場料等が2,000円以上3,000円未満の場合 8割					

大海総合センター使用料に係る一覧表

エ 入場料等が3,000円以上の場合 10割

- 3 営利、営業、宣伝等を目的として利用する場合の使用料は、当該使用料の5倍の額とする。
- 4 ホールの舞台のみを利用する場合の使用料は、当該使用料に3割を乗じて得た額とする。
- 5 利用時間を超過し、又は繰り上げて利用する場合(ホールに限る。)の使用料は、超過又は繰上げ1時間(1時間未満の端数があるときは、1時間とする。)につき**3,770円**を加算した額とする。
- 6 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に利用する場合(ホールに限る。)の使用料は、当該使用料に2割を乗じて得た額を加算した額とする。
- 7 上記により計算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(2) 大海総合センター附属設備

区分	種別	単位	金額(1回につき)
音響設備	ワイヤレスマイク	1個	380円
	ダイナミックマイク	1個	380円
	CDプレーヤー	1台	640円
	カセットデッキ	1台	640円
照明設備	ボーダーライト	1列	250円
	サスペンションライト	4台	520円
	アッパーホリゾンライト	1列	310円

エ 入場料等が3,000円以上の場合 10割

- 3 営利、営業、宣伝等を目的として利用する場合の使用料は、当該使用料の5倍の額とする。
- 4 ホールの舞台のみを利用する場合の使用料は、当該使用料に3割を乗じて得た額とする。
- 5 利用時間を超過し、又は繰り上げて利用する場合(ホールに限る。)の使用料は、超過又は繰上げ1時間(1時間未満の端数があるときは、1時間とする。)につき**3,143円**を加算した額とする。
- 6 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に利用する場合(ホールに限る。)の使用料は、当該使用料に2割を乗じて得た額を加算した額とする。
- 7 上記により計算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(2) 大海総合センター附属設備

区分	種別	単位	金額(1回につき)
音響設備	ワイヤレスマイク	1個	314円
	ダイナミックマイク	1個	314円
	CDプレーヤー	1台	534円
	カセットデッキ	1台	534円
照明設備	ボーダーライト	1列	210円
	サスペンションライト	4台	430円
	アッパーホリゾンライト	1列	262円

大海総合センター使用料に係る一覧表

	フロントサイドスポットライト	4台	580円
備考			
1 「1回」とは、(1)の表に定める金額欄の午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時まで、午後6時から午後10時まで及び午前8時30分から午後10時までのそれぞれをいう。			
2 上記により計算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。			
(3) 多目的運動場基本使用料			
種別	午前8時30分から 正午まで	午後1時から午後 5時まで	延長料1時間につ き
専用使用	2,310円	2,640円	660円
面使用(2分の1面 1時間につき)	330円		
備考			
1 利用前の準備及び利用後の清掃等に要する時間は、利用時間に含むものとする。			
2 利用時間がこの表に定める時間区分に満たないときの使用料は、当該時間区分の使用料の額とする。			
3 利用時間区分帯を2欄以上にわたって利用する場合の使用料は、それぞれの使用料を合算した額とする。			
4 営利、営業、宣伝等を目的として利用し、又は入場料等を徴収して利用する場合の使用料は、当該使用料の5倍の額とする。			

	フロントサイドスポットライト	4台	482円
備考			
1 「1回」とは、(1)の表に定める金額欄の午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時まで、午後6時から午後10時まで及び午前8時30分から午後10時までのそれぞれをいう。			
2 上記により計算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。			
(3) 多目的運動場基本使用料			
種別	午前8時30分から 正午まで	午後1時から午後 5時まで	延長料1時間につ き
専用使用	1,920円	2,200円	550円
面使用(2分の1面 1時間につき)	275円		
備考			
1 利用前の準備及び利用後の清掃等に要する時間は、利用時間に含むものとする。			
2 利用時間がこの表に定める時間区分に満たないときの使用料は、当該時間区分の使用料の額とする。			
3 利用時間区分帯を2欄以上にわたって利用する場合の使用料は、それぞれの使用料を合算した額とする。			
4 営利、営業、宣伝等を目的として利用し、又は入場料等を徴収して利用する場合の使用料は、当該使用料の5倍の額とする。			

大海総合センター使用料に係る一覧表

5 時間の延長については、1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

6 上記により計算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(4) テニス場基本使用料

利用区分	単位	金額
1面	1時間につき	<u>200円</u>
夜間照明施設	1時間につき	<u>460円</u>

備考

- 1 利用前の準備及び利用後の清掃等に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 2 営利、営業、宣伝等を目的として利用し、又は入場料等を徴収して利用する場合の使用料は、当該使用料の5倍の額とする。
- 3 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。
- 4 上記により計算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

5 時間の延長については、1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

6 上記により計算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(4) テニス場基本使用料

利用区分	単位	金額
1面	1時間につき	<u>165円</u>
夜間照明施設	1時間につき	<u>385円</u>

備考

- 1 利用前の準備及び利用後の清掃等に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 2 営利、営業、宣伝等を目的として利用し、又は入場料等を徴収して利用する場合の使用料は、当該使用料の5倍の額とする。
- 3 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。
- 4 上記により計算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。